

節税レポート



平成 20年 4月号

発行日 2008.4.1

今月のテーマ 色々な節税

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

ある日のAさんと小生のやり取りです。

Aさん 不動産を持つと税金がかかるのですよね。

小生 不動産取得税か登録免許税のことですか？

Aさん いいえ違います。

小生 不動産を所有していれば、固定資産税がかかりますが・・・

Aさん いいえ、それでもありません。例えば1,000万円で建物を買って300万円償却したときにかかる税金です。

小生 この場合所有しているだけでは、課税されません。現在簿価700万円ですので、900万円で売れば差額200万円が所得となり課税されるのです。所得が出てはじめて課税されるのです。

所得が出てはじめて課税されることを理解していただいたと思っただけですが・・・今度は預金で持っている税金がかかる。とおっしゃるのです。

発行 岡崎駿志税理士事務所
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL 03(5287)6818
FAX 03(5287)6819
Eメール info@okazaki-tax.com
URL <http://www.okazaki-tax.com>

何と言う税金が何を基準にかけられるのか？こちらが教えてほしいのですが・・・
よく分からないけれど税金は怖い。ということなのでしょう。

そこで何としても税金を少なくしようと考えます。でも節税をよく理解しておかなければ、ムダな支出で終わってしまいます。

節税は4つに分類されます。

1 本当の節税

永久的に税額の減額につながるもの

- 1) 機械装置等の取得税額控除制度
- 2) たな卸資産を低価法で評価
- 3) 交際費関連費用を他の科目で処理できるよう工夫することなどです。

2 利益の繰延による節税

納税を次期以降にずらす節税です。

- 1) 減価償却の特別償却
- 2) 圧縮記帳

この処理はその期に経費が多くですが、その分次期以降経費の発生が少なくなります。ということはその期は税額が少なくなりますが、その後少しずつ税額が増え、トータルでは同じになります。先行きを予想しにくい現在、早めに償却しておいたほうが良いですね。

3 含み益資産づくり/含み損資産の処分

- 1) 優良な不動産所有
- 2) 優良有価証券所有

これらは現実に売却して利益が確定するまでは、課税

されませんので課税の繰延となります。また経営政策からみても、業績不振時に備える意味をもちます。

3) バブル時に購入した土地、ゴルフ会員権等

これらを売却して譲渡損を計上することにより、利益の圧縮ができます。

4 浪費支出的節税

冷静に考えれば馬鹿げてますが、税金アレルギーに罹るとよくありますね。予想より利益が出た。利益を減らし、税額を押さえたい。

そこでパソコンを買い、経理ソフトも入れました。

ところが使える人が居ないため、パソコンとそのソフトは机の上のジャマモノになってしまった。似たようなケースはよくあるんです。

100万円利益が増えても、税金は約40万円増えるだけです。残り 60万円は内部に蓄えるか、株主配当に当てることができます。

それを利益を減らすため100万円の浪費支出的節税をすると、残るはずだった 60万円も消えてしまいます。

